

平成27年度 豊岡市社会福祉協議会事業計画

基本方針

少子高齢化や核家族化が進み、家庭機能や生活習慣の変化等、人々の地域社会との関わりが薄れつつある中で、社会福祉を取り巻く情勢は大きく変わろうとしており、介護保険制度改正、障害者総合支援法、子ども・子育て支援、生活困窮者自立支援法、社会福祉法人制度改革など、次々に新たな制度改正や改革が打ち出されています。

この様な状況の中で、『第2次豊岡市地域福祉推進計画（平成25年度-平成28年度）』により、誰もが安心して豊かに暮らすことができる福祉のまちづくりを使命とする本会には、地域の支え合い活動や地域の課題解決に向けた新たなサービス等を創造し、地域課題を受け止め、解決に向けた取り組みを図ることが強く求められています。

また、本会が一丸となって事業・活動の推進に取り組むために『豊岡市社会福祉協議会基盤強化計画（平成26年度-平成30年度）』に基づき、住民に必要とされる社協となるために、理念やめざすべき方向性を明確にし、基本理念として掲げた『一人ひとりが つながり 支え合う 安心な地域づくり』をすすめて行くため、地域住民に信頼される社協をめざし、職員一人ひとりが社協職員としての基本的な考え方を共有し、能力の向上及び組織の改善と強化を図ります。

基本理念

「一人ひとりが つながり 支え合う 安心な地域づくり」

重点目標

- 1 地域における総合的な相談支援事業の推進
- 2 小地域を基盤とした福祉活動推進組織化（支え合いの地域づくり）の支援
- 3 基盤強化計画の推進に基づく組織の効果的・効率的な運営
- 4 人材育成基本方針に基づく職員の人材育成の推進
- 5 財政基盤の安定と介護サービス事業の健全な運営

実施計画【主要事業】

1. 地域における総合的な相談支援事業の推進

住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、地域の身近な総合相談窓口として、地域住民の様々な課題の解決に向けた支援を行います。また、高齢者、障がい者、貧困世帯、ひきこもり等、どこにも該当しない制度の狭間にある人や複合的な課題のある世帯等への支援に向けて、平成27年度より受託する「豊岡地域包括支援センター」と、「総合相談・生活支援センター」「障害者基幹相談支援センター」をあわせた、『総合相談センター』を設置し、総合相談拠点として、解決まで一貫したマネジメントを行います。

(1) 総合相談・生活支援センター業務の推進

市の受託を受け、制度の狭間や複合的な課題を抱えている生活困窮者に対する包括的な支援を行う「総合相談・生活支援センター」を設置し、総合相談・生活支援体制の構築を進めます。

- ・総合相談・生活支援センター業務の推進
- ・総合相談支援ネットワーク推進協議会（総合相談運営会議、総合相談支援チーム会議）による課題解決体制の構築
- ・専門職、住民等からなる地域福祉ネットワーク体制の構築
- ・ニーズ、課題に応じた支援計画の作成
- ・アウトリーチを含めた複合多問題世帯の早期発見・早期対応
- ・個別支援から地域の支え合いの仕組みづくり
- ・市各部・課で解決できない課題の支援の見立て、解決までのマネジメント

(2) 障害者基幹相談支援センター業務の推進

市の受託を受けて、障がいのある方やその家族の住まいや就労、社会参加など、生活や福祉についての総合的な相談窓口として、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援や計画作成等を行い、関係機関・地域住民と協働しながら支援を行います。

- ・障害者基幹相談支援センター業務の運営
- ・障がい者虐待の通報・届出の受理
- ・障がい者及びその養護者に対するの相談・指導及び助言
- ・障がい者虐待の防止及びその養護者に対する支援に関する広報・啓発活動
- ・関係機関・団体等との連携と課題解決の取り組み
- ・豊岡市障害者自立支援協議会の運営等の業務
- ・ひきこもり者等への支援の充実・強化

(3) 地域包括支援センター業務の推進

平成27年度より「豊岡地域包括支援センター」を含めた市全域の地域包括支援センター運営を受託し、介護・福祉・医療・保健など様々な面から高齢者を支えるために、関係機関・団体等との連絡調整を行う等、高齢者の総合相談窓口として機能の充実を図ります。

- ・地域包括支援センター業務の運営
- ・高齢者総合相談支援の対応、窓口の周知
- ・権利擁護の対応と啓発（高齢者虐待、困難事例、成年後見制度、認知症予防等）
- ・関係機関・団体等とのネットワークの推進（地域包括ケア会議、介護支援専門員ネットワーク、高齢者見守りネットワーク）
- ・介護予防ケアマネジメントの実施

(4) 総合的な権利擁護体制の構築

認知症高齢者や障がいのある方等が地域で安心して自立した生活が送れるよう、その権利及び利益の保護に努めるとともに、新たな権利擁護支援体制の構築に向けて市、関係機関等と協議・検討を行います。

- ・福祉サービス利用援助事業1市2町の基幹的社協としての事業推進
- ・福祉サービス利用援助事業専門員による相談・訪問活動、支援計画の策定並びに、支援計画の評価・見直し
- ・生活支援員の指導と連携、本事業の推進にかかる関係機関・団体等との連携
- ・「成年後見あり方調査研究会」による市、関係機関等との検討、環境整備

(5) 社協セーフティネット機能の充実・強化

低所得者や高齢者、障がい者の生活を経済的に支えるため、総合相談・生活支援センターや地域包括支援センター等と連携を図りながら、必要な資金の貸付とともに様々な社会資源と繋ぎ、世帯の自立を支援します。

- ・生活福祉資金貸付事業の推進
- ・法外援護資金貸付事業の推進
- ・フードバンク事業の実施に向けた体制構築

(6) 各種相談活動の推進

市民の生活・福祉課題を発見し、様々な生活援助や地域福祉活動につなげるため、小地域福祉活動と連携した身近な相談窓口の設置に努めます。また、独身男女の新たな出会いの場づくりやコミュニケーション力を高める取り組みを実施することで、結婚相談体制の強化を行います。

- ・心配ごと相談事業の推進
- ・法律相談事業の推進
- ・結婚相談事業の推進
- ・豊岡市婚活応援プロジェクト「はーとピー」による出会いの場等の提供
- ・婚活サポーターを活用した婚活支援の実施
- ・市民参加による婚活イベントの企画・運営
- ・「はーとピー」ホームページ等を活用した情報発信

2. 地域福祉推進計画に基づく地域福祉活動の総合的な推進

誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざし、地域住民が相互に連携・協働し合う地域福祉推進体制を築くとともに、住民参加による地域に根ざした福祉のまちづくりを推進します。

(1) 住民参加と協働による地域福祉活動の推進

地域福祉推進計画の評価機関である地域福祉推進委員会において定期的な協議及び評価・検証を行い、着実に推進を図ります。

(2) 小地域を基盤とした福祉活動推進組織化（支え合いの地域づくり）の基盤整備

- ・地域福祉活動の推進に向けて、小地域を基盤とした福祉活動推進組織化（支え合いの地域づくり）の具体的な支援体制の構築や活動強化を行います。
- ・福祉委員が地域のアンテナ役として、地域の困りごとに応じた活動を行うために、福祉委員の活動を支える活動基盤づくりを行います。
- ・小地域の福祉ニーズや課題を把握・共有するために、住民と協働して支え合いマップの作成や住民座談会の開催を行い、地域と連携した住民による支え合い活動への支援を行います。

(3) 新しい地域コミュニティ組織との連携及び、支援活動の展開

地区公民館の圏域（小学校区）を単位に、多様な地域課題の解決や地域運営に総合的に取り組む役割を持つ「地域コミュニティ組織」において、生活課題の発見、課題形成、課題解決が行われるように、地域福祉の基盤づくりに向けて支援活動を展開します。

- ・地域コミュニティ組織（設立準備委員会）への支援活動の推進（生活課題の見える化、計画策定補佐、生活課題解決に向けたサポート等）
- ・地域コミュニティ組織（設立準備委員会）と小地域を基盤とした福祉活動推進組織（支え合いの地域づくり）における支援活動の総合的な推進
- ・地域住民の多様な交流拠点機能の整備・検討

(4) 各種サロン・サークル活動の充実と居場所づくりの推進

高齢者や障がいのある方、認知症やひきこもりなど生きづらさを抱えた方、子ども、子育て中の世帯の方たち等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住民への理解を広げ、各種サロン・サークル活動の定着・充実を図ります。

- ・ふれあいいきいきサロン活動の新規拡大・充実
- ・障がいのある方や生きづらさを抱えた方等の居場所づくりの推進
- ・子育てサロン・サークル活動の支援
- ・セルフヘルプグループ活動の支援
- ・行政区内の地縁活動、グループ活動等の支援

(5) 共同募金事業・善意銀行事業の推進

地域福祉の推進を図る財源として、寄付された善意が福祉事業に効果的に活用されるよう、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の推進を図ります。また、事業における広報活動を積極的に推進し、有効的な活用に向けた検討を行います。

- ・共同募金事業の推進
- ・善意銀行事業の推進

3. 基盤強化計画の推進

職員一人ひとりが、基盤強化計画に基づき基本的な考え方を共有し、基本理念・使命の実現に向け、理解と徹底を図り、本会の活動、各業務に取り組むため計画を着実に推進します。

(1) 基本理念・使命浸透に向けた体制の構築

- ・基盤強化計画の実施計画（平成27年度）を定め、計画的に基盤強化計画の基本方針の推進を図ります。
- ・『人材育成基本方針』に基づき、社協職員として地域福祉の推進を図るという使命の理解・浸透を図ります。
- ・基本理念・使命の浸透に向けて、「職員研究チーム」を中心に、基盤強化計画の基本理念・方針の通常業務への浸透を図るための体制づくりを行います。

(2) 社協職員（コミュニティワーカー）としての意識付け及び資質の向上

社協職員として地域情報や生活課題に対する視点を持ち、課題の明確化とその実態の把握に努め、地域住民との協働により課題解決を行うために、社協職員（コミュニティワーカー）としての資質の向上を図ります。

- ・地域福祉部門、相談支援部門、在宅福祉部門に従事する全ての職員の意識改革、資質向上
- ・職員ミーティング等による地域課題、社会資源情報の集約・記録化の徹底

4. 新たな福祉課題に対応するための生活支援の推進

地域住民から寄せられた多様な課題を各種事業・活動を通して、総合的に生活支援ができるよう関係機関・団体・当事者間のネットワークの推進を図り、より多様な生活支援サービスの推進を行います。

(1) 地域での支え合い体制の構築に向けた生活支援コーディネーターの配置

介護保険制度改正に伴い、平成27年度より「生活支援体制整備事業」を市より受託し、生活支援コーディネーターの配置により、支援を必要とする方が住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるように地域での支え合い体制の構築を推進します。

- ・生活支援コーディネーターの配置・育成
- ・地域サポート会議の設置
- ・生活支援の担い手の発掘、養成及び支え合いサービスの開発

(2) 関係機関との連携した支援の展開

住民や様々な関係機関と連携・協働する協議体組織としての役割を活かし、様々な地域課題に対して関係機関等とのネットワークを活用しながら活動を推進することで、連携した地域支援の展開を図ります。

- ・関係機関等との連携による、有機的なネットワークの構築
- ・地域課題の解決に向けて、関係機関と連携した社協を基盤とする「テーブルづくり」
- ・地域ニーズを発見し、他機関と連携し、社会資源の開発の提案・実施

(3) 地区センター機能の充実

地区センターが地域福祉推進の中核拠点の役割と住民の活動の拠り所として機能するため、地域福祉活動の実績を重ねることで、必要性を目に見える形でつくりあげ、地域福祉活動の拠点として機能強化・充実を図ります。

- ・地区センター運営委員会の活性化
- ・ニーズキャッチの体制等、地域福祉推進活動の支援拠点としての機能強化・充実
- ・市支所、関係機関・団体等とのネットワークの構築・強化

5. 地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが安心してその人らしい生活が送れるように、福祉サービス事業と地域福祉活動が連携・協働し、総合的な福祉サービスの展開をめざすことで、地域全体で支え合う利用者本位の福祉サービスを実現します。

(1) 在宅福祉サービスの充実

利用者本位の介護サービスの提供や介護予防事業の充実を図るため、地域住民と連携した福祉サービスの実現をめざします。

- ・利用者のニーズ、意志を尊重したサービス提供体制の確立
- ・介護予防・生活自立支援サービスの事業受託（家族介護教室、家族介護者交流事業、食の自立支援事業、軽度生活援助事業、生きがい活動支援通所事業）
- ・福祉用具貸与事業（介護保険外）の推進
- ・給食サービス事業の実施
- ・介護用品の販売事業の推進

(2) 障害福祉サービス事業の推進

障がいのある方等が、地域で自立した日常生活を送るために、障がい者サービスの推進を図るとともに、障がいに対する理解に向けた普及・啓発活動を実施することで、障がいのある方等が地域の一員として共に生きる地域社会の実現をめざします

- ・障害者総合支援法による良質なサービスの提供（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、移動

- 支援、障害者（児）デイサービス、障害者（児）訪問入浴）
- ・市障害者事業の受託による障がいのある方等の自立生活及び社会参加の促進、障がい者理解に向けた普及・啓発活動の実施（障害者支援ボランティア養成講座、障害者（児）スポーツ・レクリエーション教室等開催事業）

6. 広報活動・啓発活動の推進

社協ホームページ・ブログにより、本会の事業や活動内容、社協会費の活用用途、財政状況等の情報を広く発信します。また、広報紙『とよおかのふくし』の紙面の充実を図り、地域の福祉活動や子育て、まちづくり等に関する情報など、市民が必要とする情報を掲載します。

- ・社協ホームページ・ブログを活用した情報発信の充実
- ・広報紙『とよおかのふくし』の発行（毎月／年12回）
- ・あいさつ運動キャラクター「あいちゃん」（着ぐるみ等）の活用

7. ボランティア・市民活動センターの充実と福祉教育の推進

(1) ボランティア・市民活動センターの機能強化

豊岡市ボランティア・市民活動センター、各支所の機能を拡充し、ボランティア・市民活動の地域の拠点として支援体制の充実を図ります。

- ・ボランティア・市民活動センター本所・各支所のコーディネート機能の充実
- ・ボランティアの育成及び啓発の促進
- ・NPO・市民活動団体等の連携・協働による多様な活動支援
- ・児童・生徒のボランティア活動推進事業の推進
- ・社協ホームページ・広報紙などを活用したボランティア情報の提供
- ・災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練と体制強化

(2) 福祉教育の推進

学校や企業、各種サロン・サークル活動等を対象とした各種講座の開催、地域住民等との連携・協働した取り組みを通して、福祉教育の推進を図り、ボランティア活動や地域福祉活動への理解を深めます。

- ・各種ボランティア養成講座・体験教室、社協出前講座の開催と積極的な広報活動の実施
- ・福祉教育推進校や地域住民等との連携・協働による福祉教育の実施

(3) 子ども福祉委員活動の推進

子どもたちが地域と関わる機会を促進するために、「子ども福祉委員」の委嘱を推進するとともに、積極的に地域福祉活動や地縁組織の活性化を図ります。

- ・市内各小学校と協働した子ども福祉委員活動の新規拡大・充実
- ・行政区や地縁組織・グループ及び学校等と連携した子ども福祉委員活動の推進